



# 指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成30年度予算額830百万円（800百万円）  
(平成29年度補正予算700百万円)

## 背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後の平成35年度までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を公表。捕獲数の大幅な拡大を図るために、鳥獣法の改正により創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 今後、ニホンジカは半減目標の達成に向けて、年間70万頭近く捕獲する必要があるほか、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要であるとともに、「ジビ工利用拡大に関する関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房長官）の議論を踏まえて、現在の捕獲個体の食肉（ジビ工）利用量を平成31年度に倍増させることが政府の目標となっており、捕獲数を増加させた上で、食肉利用に適した方法で捕獲個体を安定的に供給することが大きな課題。
- また、近年特に狩猟者による捕獲数が伸び悩んでいることから、狩猟者による捕獲を緊急的に支援して、狩猟による集中的な捕獲を行うとともに、速やかに捕獲個体を処理加工施設に運搬して、捕獲個体の利活用を促進する。

## 事業概要



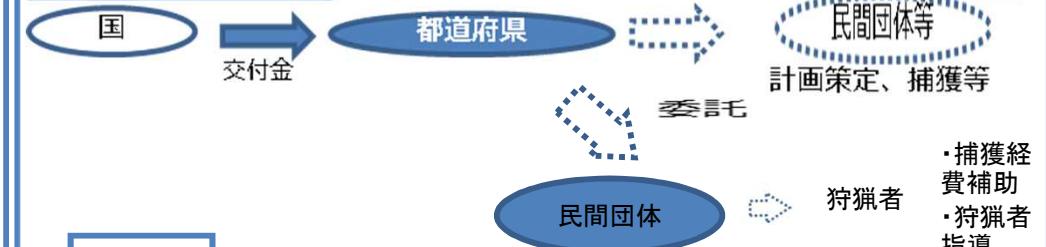
- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 対象者：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県（①～⑤）  
シカ又はイノシシの食肉利用等を行う処理加工施設がある都道府県（⑥）

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	▶ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	▶ 事業費の1／2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2／3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	▶ 事業費10,000千円を上限とする定額補助
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	▶ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内）
⑤ ジビ工利用拡大を考慮した狩猟者の育成	▶ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内）
⑥ ジビ工利用拡大のための狩猟捕獲支援	▶ 1頭当たり9千円を上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ▶ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助

平成29年度補正予算は①～④の事業が該当（⑤,⑥は平成30年度からの新規事業メニュー）

## 事業目的・概要等

### 事業スキーム



### 現状

- ▶ 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- ▶ 平成35年度の生息数半減目標や平成31年度のジビ工利用量倍増の目標の達成に向け、ここ数年間で緊急的かつ大量の捕獲が必要。
- ▶ また、多くの都道府県では、捕獲の扱い手である認定鳥獣捕獲等事業者の質の向上を図ることが課題。

### 新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県による市町村と連携した管理の強化が必要。
- ③ 公的な捕獲事業を担う認定鳥獣捕獲等事業者の更なる確保・育成や捕獲技能の向上等が必要。
- ④ 特に狩猟者による捕獲が伸び悩み。狩猟者による追加的な捕獲となるような促進策が必要。
- ⑤ ジビ工の利用拡大を考慮し、狩猟者等の捕獲の扱い手育成確保が必要であるとともに、食肉利用に適した形での捕獲個体を安定的に供給するためには、狩猟者に対する講習等の研修が不可欠。

都道府県関係部局間や市町村等との連携強化及び狩猟による追加捕獲、食肉等の利活用拡大による効果的な捕獲の推進

ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲の加速化とともに、ジビ工利用を拡大させ、地域の活力を回復させる。